

水道ビジョン 5 施策群のレビューに関するご意見

施策群	主要施策	ご意見（ <u> </u> はポイントと考えられる内容）
水道の運営 基盤の強化	共通	<p>水道ビジョンの 5 つの主要施策は、運営基盤の強化、安心給水、災害対策、環境対策、国際対策であるが、中でも運営基盤の強化が最も大切である。運営基盤の強化が残る 4 施策の推進の如何に関わってくると考える。</p> <p>「世界に冠たる日本の水道」の所以は、世界でも数少ない蛇口から飲める水道を優秀な技術によって築き上げた水道文化です。水道事業遂行にあたって各事業体（事業管理者）は、将来に亘って安心・安全な水を供給するため、水道法、地方公営企業法をはじめ多岐にわたる法制度によって事業執行されていることから、法の趣旨を深く自覚し、職員一丸となって住民サービスの提供を通じて公共の福祉の増進を図ることを本旨として業務執行に当たらなければなりません。</p> <p>今後、少子高齢化による人口の大幅減少が進行することにより料金収入の減少が想定されます。日本の水道事業体は小規模の事業体が多いことから、「安全な水を供給する体制を将来にわたって確保」するための施設整備や更新費用の調達など、事業経営が厳しくなることが危惧されます。<u>財政的・技術的基盤を有し、水道水質の自主検査体制確立を可能とする適正規模の事業体の確立、すなわち事業体統合・広域化をめざすことが急がれます。</u></p>
水道の運営 基盤の強化	新たな概念による広域化の推進及び集中と分散を最適に組み合わせた水供給システムの構築	<p>これだけ水道が普及した中で、水道ビジョン、地域水道ビジョンを考えると壁にぶつかり、解決できません。大規模事業は余力があっても恒常的に近隣の事業体を支えることはしません。また小規模事業体は、規模の限界から資金・人材が確保できないため、これ以上の発展は望めません、そこで、ビジョンの先を見据えた提言をさせていただきます。</p> <p>現在の水道事業は自治体行政の傘の下にあるため、地方財政の悪化を背景に、閉塞状態にあり、それが水道関係業界、団体の活力も奪い、結果として、課題は山積しても解決見通しがつかず、将来展望が開けません。それは、現在の公営企業としての水道事業に、その限界があると思います。それを打開するのは、道州制の時代の流れに乗って水道事業の展望を考えることです。つまり、高普及率を達成した水道事業の次なる展開は、<u>道州制のブロック割りに合わせて、主として市町村が担ってきた水道事業をブロック毎に統合して広域水道会社へ移管、つまり民営化することです。手法は自治体が出資して電力と同じような広域の株式会社を興します。安定したところで段階的に 49%まで株式を放出し、それを財源に水道施設の更新をして体力をつけ、地方財政に負担をかけない真の公営企業に生まれ変わります。体制ができたところで、下水道事業や工業用水と統合し水総合会社になっていく。モデルは電力会社です。</u></p> <p>なぜ、そのようなことが必要かと言いますと、人口 2 万人弱の町での水道事業 17 年の経験から申しあげます。私の町の水道事業は、経理から料金徴収、施設管理まで可能な仕事を第三者委託により合理化、水道 2 名、下水道 2 名の最小単位で運営するところまで漕ぎつけました。国からは小規模水道事業の改革モデルとの評価も頂きました。しかし、このノウハウは他の事業体に活かすことは条件が異なるため出来ず、これ以上の展開はできません。平成 13 年の水道法改正で制度化された第三者委託は、水道事業者間でも出来るよう制度設計されていますが、<u>期待された成果が出ていません。このように自治体の境を超えるのは大変なことです。</u>水道の歴史をみると、既に昭和 50 年代から広域化の動きがありますが、ほとんどの自治体は対応しませんでした。用水供給の企業団はそこに安住し、末端給水事業までは移行できません。それは、<u>水道事業が公営企業といえども自治体行政の 1 部門に過ぎず、職員は人事異動のローテーションに組み込まれ、優秀な経営や技術の人材を確保できないから</u>であります。したがってほぼ 40 年間隔で訪れるであろう施設更新や耐震化、鉛管対策、クリプトなどの水質管理対策など、長期・短期にわたるプロジェクトは一部の事業を除いては棚ざらしされ、緊急課題にも対応できないでいます。高度情報化、高速交通時代を迎えても、これらのインフラを今の規模では生かしきれません。その上、<u>工事発注や資材購入は地方自治体の複雑な事務手続きを経なければ実行で来ません。これでは公営企業とは名ばかりで、自治体の 1 行政事務が複式簿記を付けているだけ</u>であります。手足を縛られては、企業並みの成果を求めることは出来ません。一方、自治体から見ても一般会計頼みの公営企業の存在は財政が厳しい時代をむかえ、支援が困難になってきています。しかもそれは当分続くものと考えられていますので、今のままでは日本の水道が老朽化に対応できなくなる懸念さえあります。</p> <p><u>事業範囲が例えば日本水道協会の地方支部毎に統合すると、事業規模で売上げが 1000 億円から 1 兆円規模の会社ができます。その規模になれば人材も資金も確保できるし、水利権が水系で一元化しますから水源が共有でき、水利権調整は不要になります。施設管理や事務管理システムのコストは大幅に削</u></p>

水道ビジョン5施策群のレビューに関するご意見

施策群	主要施策	ご意見（ <u> </u> はポイントと考えられる内容）
		<p>減でき、料金は電気料金と同じく地域一本にできます。水道水源保全保護も水道料金のコストに盛り込めば、まとまった対応ができます。</p> <p>また、工事や資材調達も行政事務に煩わされずに即応できますし、計画的な施設更新もできます。水処理メーカーやコンサルタント、建設業界も長期安定した需要が見込めますから、日本の水道を支えてきた体制を強化できます。労働組合も組織率がアップし、その役割を果たすことができます。一方、日本水道協会や全国簡易水道協議会など関係団体も組織を再編してその役割に応えられまし、技術開発も現場の要求に応えることができます。</p> <p>現状の水道ビジョンの枠組みでは将来展望が見えません。地方自治も都道府県の枠組みを超えて、道州制に向って動き出しています。国家財政・地方財政がともに超緊縮化した時代背景を考えた場合、水道事業を広域統合・民営化して、地方財政から独立した事業に生れ変わった方がいいと思います。財政危機にあえぐ自治体の中には、課題が山積する水道事業の展望は開けないと思います。これを実現すれば、ビジョンの5つの課題は全て解決します。日本の水道が一つになって力を付ければ、その技術や運営ノウハウで海外展開も期待できます。いつまでも現在の枠組みの中では、解決できません。</p> <p>きたるべき道州制の時代に対応する水道ということで、条件付ながら、全国の水道のブロック別公益企業を立ち上げることを提案します。</p>
		<p>(2)経営の単位を都道府県までに拡大する法改正</p> <p>水道法では、地方自治法の趣旨をふまえて、伝染病対策等の衛生保健行政の推進の観点から、水道事業は市町村経営を原則とすることを定め、例外規定として、水道法49条には「特別区の読み替え」規定を定め、「東京都を市町村と読み替え」、東京都以外は水道事業経営を認めていません。</p> <p>維持管理時代を迎えた現在の水道事業にとっては、水源の汚染への対応、施設整備や更新期を迎えた施設の適切な更新事業を進めることが喫緊の課題となってきました。市町村という技術的にも財政的にも基盤が弱い小規模な事業体が圧倒的に多いという現行の水道制度の下では、適切な施設整備や更新、日常的な維持・管理のための技術継承が困難となり、「人の飲用に適した水を供給し続ける」という点では十分といえない状況にあります。加えて水道に対する利用者のニーズも多岐に亘り、これらに適切に応じてゆく必要性も増しています。その意味では「市町村経営を原則」とする現行水道制度を社会や構造の変化に対応できるよう改善を図る必要が生じていると考えます。</p> <p>また、今求められている水道事業の「広域的管理」を進める上でも、水道法の「市町村経営の原則」については、都道府県も経営主体となることが可能となるように改めるべきであると考えます。</p> <p>(市町村合併に伴う水道事業における課題と問題点)</p> <p>市町村合併に伴い水道事業の統合・再編が問われる状況にありますが、十分な対応ができていません。合併協議の際に水道事業体が十分な関わりが持てなかったことが大きな要因であり、その克服は引き続き重要な課題といえます。建設から維持管理、更新の時代を迎え、共有財、社会資本としての水道を次世代に引き継ぐことが最重要の課題です。そうした認識を共有し、地域・流域の水環境等を考慮した水道事業の将来像を市民と共にまとめあげる「地域水道ビジョン」策定の取り組みの強化が問われていると考えます。</p> <p>また、合併に伴い小規模事業体では一般職員が水道業務を兼務する等の実態や、財政効率優先から技術的業務の安易な委託や外注化も拡大しています。広域化や事業の大規模化に伴い複数の技術管理者が必要との指摘もあるように、新たな水道行政の展開を支える技術の継承・発展に向けた基盤の確立は何よりも公共の役割であり、積極的な牽引策が求められていると考えています。</p> <p>当面する最大の問題は料金問題です。先に日本水道協会は市町村合併の手引きにおいて、「水道事業は独立採算制であることから、水道料金を単純に低い水準に合わせると、経営が圧迫され健全な経営が維持できなくなる恐れがある」とし「適正な費用負担の検討が行われない性急な料金設定は慎まなければならない」としています。しかし現実には、経済効率を重視する運営姿勢が強まる中、政治的な判断による水道料金の低位平準化が強行され、水道事業運営に齟齬を来すような事例も多数見受けられるようになってきました。中・長期の財政計画による適正な料金設定にむけ、不適切な対応を改めさせ、「市町村合併に伴う水道事業統合の手引き」によるより一層の指導の徹底が必要と考えます。</p>

水道ビジョン5施策群のレビューに関するご意見

施策群	主要施策	ご意見（___はポイントと考えられる内容）
		<p>(水道事業の広域化誘導策について)</p> <p>水道事業が成熟期を迎えるなかで、これまでの水源開発を中心とした広域化から、総合的な水政策を推進し、安全・安心・安定の水供給と責任がとれる「技術的にも財政的にも浄水から末端給水までの管理・運営ができる水道事業体」をめざした水道事業の広域化は、小規模水道が圧倒的多数な中で必要な方策と考えます。</p> <p>その際、①節水や再利用等によっても水不足が明らかなこと ②過大な水需要予測による自己水源の放棄や遊休施設等を発生させることがなく、使用者の料金負担増とならないこと ③水質や施設の維持管理、事業執行に関わる費用が軽減されること ④広域的な技術開発・研究、人材確保に有効性が発揮できること ⑤水源確保・水質検査体制等で広域的な協力・協同体制が必要な場合で使用者の理解が得られること、これらが前提条件になるものと考えております。また、今日的には管理・経営の一体化、施設の共同化など、第三者委託制度の趣旨を踏まえた相互補完的な事業体の広域的連合や連携等も、水道事業の目的や公共水道としての機能強化の観点から構想されるべきと考えます。</p> <p>水道ビジョンでは新たな広域化について幾つかの例示もありますが、新たな試みでもあり、また市町村合併に伴う事業統合が進展していないことから十分といえません。広域化施策は様々な政策を進めるにあたっての基盤となるものであることから、水道事業体による水質の自己検査が可能となる適切な事業規模の設定や新たな広域化計画立案の要点や課題、検討プロセスなど具体化に向けた指針を示すとともに、いくつかのモデル事業も推進するなど、水道ビジョンによる新たな政策展開の姿を具体的に示していくことが重要と考えます。</p> <p>広域化に関する数値目標は、広域化による効果を定量的に評価し、設定すべき。</p> <p>広域化促進に向けた新たなツールを提示すべき。 (補足) 広域化の効果の定量的な評価が明確になっていないこと、また、その効果が短期間には発揮されないことから、<u>事業体が広域化に踏み出すまでのインセンティブになっていないのが現状</u>。このため、広域化を推進するためには以下のような取組みが必要と考える。</p> <p>水道事業の現状及び将来の課題について広く周知する。(対議会・住民・特に首長) <事例> ①中小規模事業体に対して自己経営分析ツールを提供し、事業者が将来の経営状況を容易に把握できるようにする。さらに、それらを広く周知を図るための広報活動を強化する。</p> <p>行政の役割強化と財政的支援策の提示 ①都道府県単位の「水道整備基本構想」の明示とアクションプランの策定 ②国の財政的支援</p> <p><財政的支援策例></p> <p>事業統合・経営統合に伴い実施する施設等の改良、新設に要する費用に対する<u>国庫補助制度</u>の創設 (補助対象例) ①統合区域内における施設整備水準(耐震化率など)の平準化に要する既存施設を含む施設の改良費用 ②危機管理、給水の安定性の向上などを目的とした施設整備費用</p>

水道ビジョン5施策群のレビューに関するご意見

施策群	主要施策	ご意見（ <u> </u> はポイントと考えられる内容）
		<p>③水道料金調定システム、マッピングシステムなど事業者独自システムの再構築に要する費用</p> <p>事業統合・経営統合にともない生じる<u>施設の廃止（撤去）に要する費用に対する国庫補助制度の創設</u></p> <p>事業統合・経営統合を行う事業者の既発債に対する<u>繰上償還制度及び低利債への借換え制度の創設</u></p>
水道の運営 基盤の強化	最適な運営形態の選択及び我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築	<p>（第三者委託のあり方について）</p> <p>水道ビジョンでは第三者委託を推奨している。水道事業ガイドラインでも第三者委託率が指標のひとつとなっている。しかしこれは慎重に進めなければならないと感じている。<u>委託は、公の責任、技術の継承といった観点から論じられることが多いが、それ以前の問題がある。</u></p> <p>現在進んでいる委託で、現場で職務にあたっているのは、いわゆる非正規雇用者、派遣社員といった年収200万円の方である場合が多い。確かに安上がりであるが、これをおし進めることは、現在、<u>社会・政治問題になっている「格差」を拡大することに公が加担していることにならないか。</u>公務員の非効率性はしばしば批判されるところあり、効率化自体を否定するものではない。ただ、年収ベースでみたとき、800万円要していた職務が600万円の支出になったのなら効率化に成功したといえるが、800万円が一気に200万円で済むようになってしまったら、また新たな問題を引き起こすという意味である。</p> <p>このような点は水道部局に限らない。さまざまなPublic Sectorが利己的にこれを推進すれば、<u>少なくとも現在の情勢下では、結局その地域の人々の格差を増長することに公が加担していることになる。</u></p> <p>第三者委託の推進においては、上記のような観点からの配慮があつてよいと考える。なお、このような指摘には、<u>経済・経営系の専門家も同意していた</u>だけである。</p> <p>最適な運営形態の選択として、安心・安全な水道水の安定的な供給を確保するため、官民等連携により現在と同等の水準を確保していく、としているが、<u>官民連携についてはその実質的意味の再認識、具体的な方策が伴わなければ実効性が危ぶまれる。官民が一体となって取り組む姿勢を強く打ち出していた</u>きたい。</p> <p>① 現在の水道ビジョンには、「水道の運営管理は、本来、運営に責任を有する水道事業者が自ら行うべき業務であるとの認識に立ち、・・・」と記されており、民営化も公設民営を前提としたものと考えられるが、我が国の現状からは妥当な選択であると思う。<u>公設民営化を推進するため、官民連携の重要性を強調したい。</u></p> <p>② 今後の水道事業においては、技術者の不足、資金不足等から、<u>持続可能な水道事業運営のために官民連携（PPP）が不可欠</u>と思われる。</p> <p>③ このためには、単に委託範囲の拡大（門戸開放）にとどまらず、<u>水道事業者のみならず民間企業（メーカー、コンサルタント）にもメリットのある施策が求められる。</u></p> <p>○<u>第三者機関による業務評価を行う仕組みの導入を明確にする</u>べきである。</p> <p>① 今後の課題に挙げられている事項であるが、現実には「人がいない」、「金がない」など、他人事のような理由を付けて、必要な事業を先送りしている事業者が増えてきているので、<u>第三者機関の設置を義務付けるべきではない</u>だろうか。</p> <p>② <u>民間企業であれば、監査や株主への説明責任が問われる。</u>適切な更新の実施状況を第三者が評価・監査し、その結果を住民にアナウンスすべきではないか。</p>

水道ビジョン5施策群のレビューに関するご意見

施策群	主要施策	ご意見（ <u> </u> はポイントと考えられる内容）
		<p>③ 当面は、<u>厚生労働省の立ち入り検査</u>での指摘事項、<u>文書指導事項</u>を、H/P等で公開することを明記する庵も考えられる。</p> <p>（市町村合併が大きく進むなかで水道事業体における新たな課題、問題点の発生） 市町村合併に伴い水道事業体の統合が進められています。2005年度における水道事業体数は17109事業体で、前年に比べて350減少していますが、市営の水道は142の増となっています。しかし、平成の大合併と言われた市町村合併ではあっても、水道事業体が十分に合併協議に参加できなかったことなどから、<u>合併に伴う水道事業体の統合は15%にとどまり、統合の進捗や様子は様々です。</u> 事業体統合における当面する最大の課題は<u>料金問題</u>であり、市町村合併に伴う料金の統一を必要とする443自治体の中で半数が今後の課題としている状況です。 また、合併・統合に伴い一極集中の事業形態となる一方、維持管理する水道施設の数は膨大になり職員数の減少という中で事業運営の厳しさはかつてなく増大しています。こうした中で市町村合併に伴う事業統合に関連して、<u>十分な制度設計もないまま安易な委託や外注化を行う動きが顕著</u>であり、なかでも<u>浄水場部門などの基幹的業務の委託の拡大</u>が特徴となっています。このままでは、<u>事業運営の一体性や安全・安心を実現するための運営基盤の確保も危ぶまれる</u>と考えています。 このように市町村合併に伴って水道事業体では、<u>料金問題の解決</u>はもちろんのこと、<u>運営基盤確立</u>のもう一方の柱である<u>技術的基盤を失うことのないよう対応</u>することが求められており、<u>地域水道ビジョンの策定</u>を通じて合併後の水道事業体の将来ビジョン作りを進めることが求められています。</p> <p>（指定管理者制度を適用した水道事業体の出現） 高山市では2006年4月から水道事業に指定管理者制度を適用して浄水場の運営が行われています。高山市が水道事業に指定管理者制度を適用するに当たり、水道法に規定する第三者委託制度を踏まえた制度整備が求められたといわれます。また、佐賀市においては、2005年3月に佐賀市第3次行政改革推進会議が「指定管理者制度を活用した包括的な民間委託」を提言したことを受けて検討されましたが、最終的には断念されました。このなかで、水道事業への指定管理者制度適用に関して<u>地方自治法と水道法における制度整備・法解釈が確立されていない</u>ことが取り上げられました。 いずれにしても水道施設も「公の施設」であり、その限りにおいては指定管理者制度適用の対象となりうるかもしれませんが、<u>水道施設の管理とは、単に水道施設の管理代行との意味にとどまらず、水道施設の運営と同義ではないか</u>と考えられます。 厚生労働省は、「第三者委託実施の手引き」を発行され、そのなかで「地方自治法の指定管理者制度に基づき、指定管理者に水道施設の管理を行わせる際には、第三者委託制度を導入する必要があるため、指定管理者の導入と並行して第三者委託の導入検討を行う必要がある」と説明されました。しかし、<u>指定管理者制度を適用するに当たっては水道施設の全般的な管理を包括的に行うとの動向も見られる</u>ことから、<u>水道事業の認可の観点も含めて水道法との整合を求める必要</u>があるものと考えています。</p> <p>（水道事業の公営原則の再確認について） 日本の水道事業は、憲法25条の生存権を実現する使命を帯びて、国民皆水道をほぼ実現し、安全な水を安定して低廉で供給し、「蛇口から飲む日本の水文化」を実現してきました。また、運営効率の面でも<u>低い漏水率</u>を実現し、環境に負荷をかけない施策も講じてきました。このように日本の水道は世界的にも高い評価を受けうるものと理解しており、このことにより水道ビジョンにおいても「<u>世界のトップランナー</u>」との目標を掲げうるものと理解しております。 このような日本の水道事業は、地方公営企業法や水道法の法制度の下で、厚生労働省をはじめとした関係省庁、事業体と職員、日本水道協会、水道産業界などのたゆまぬ努力と連携により実現されたものです。日本の水道を「世界のトップランナー」とし続けるためにも、水道事業は<u>公営原則を第一義とする</u>ことを改めて再確認する必要があるものと考えます。また、公営原則による水道事業の運営には<u>事業体内に技術力を確保</u>することが最低限必要であること</p>

水道ビジョン5施策群のレビューに関するご意見

施策群	主要施策	ご意見（___はポイントと考えられる内容）
		<p>も明らかにすべきであると考えます。</p> <p>同時に、公営原則による水道事業の発展をめざすためには技術的財政的な運営基盤の確保が極めて重要であることから、第三者委託の制度化の趣旨を踏まえて<u>水道事業の広域化に向けた政策の展開や指針作り、水道事業に指定管理者制度を適用する場合の水道法の規定や適用について明確な基準を明示することが必要であると考えています。</u></p> <p>（公民連携、民間企業の支援と協力について）</p> <p>日本の水道事業は公営原則の下で発展しその役割を果たしてきました。これは水道事業者の努力とともに、技術力を有する水道産業界が水道事業にかかわりを持たれてきたことによるものと認識しております。</p> <p>ところで、水道産業界の技術力が水道事業体に引き続き提供され得るのか憂慮しています。<u>コスト削減、経営効率重点の価格競争による入札の横行により、受注する企業の技術力低下が危惧</u>されます。水道産業界は、国内の受注の状況を踏まえて、国際展開を考えられているとも仄聞しています。このままでは、日本における水道事業の技術力の空洞化を招くことも憂慮されます。</p> <p>北見市における大断水事故は事業体内の技術力の喪失が現実の問題となったものです。香川県水道でも受託者による水質検査データ偽造が発見されましたが、<u>受託者側の技術的水準の低下</u>が原因であることが指摘されています。この香川県水道では事業体内の技術力が存在していたからこそデータ偽造が発見されたものであり、<u>現有する技術力の維持と活用が水道事業者の大きなテーマ</u>であることを再認識させました。事業者が<u>現有する技術力の維持と活用について指針を示す必要があるもの</u>と考えています。</p> <p>また、公営原則の下での事業体内の現有する技術力の維持、その枠組みの下での公民連携における技術力の担保の観点も取り入れた契約制度を確立すべきものと考えています。</p> <p>（技術力の維持・強化に向けた施策について）</p> <p>① <u>事業者における技術力の強化</u></p> <p>水道事業の目的を達成するためには、重要な運営基盤である技術力の確保は必須の課題であり、公営原則の下で水道事業を運営するにあたり、現有する技術力を喪失するような施策を実施することはあってはなりません。事業者における技術力には差異があることは事実ですが、<u>現有する自前の技術力を診断し、技術力の向上を進める統一的な指針を示すことが必要</u>です。また、07年問題に直面する多くの民間企業においても退職する職員の技術力の活用を図っており、水道事業においても積極的に推進するよう明記すべきであると考えます。</p> <p>② <u>研修制度の充実による技術継承の枠組み作り</u></p> <p>研修制度の充実に向けては、事業者をはじめ日本水道協会においても積極的に取り組まれています。事業者間をはじめ日本水道協会との連携強化など研修制度の充実策をさらに推進すべきと考えます。</p> <p>また、技術は業務を通じた習得と継承が極めて有効であり、職場研修やOJTの積極的活用を水道事業の業務として位置づけて推進することが必要と考えます。</p>

施策群	主要施策	ご意見（___はポイントと考えられる内容）
水道の運営 基盤の強化	コスト削減を 行いつつ適切 な費用負担に よる計画的な 施設の整備・ 更新	<p>(老朽施設の更新)</p> <p>地域水道ビジョンでは、策定したほぼ全ての事業者が「計画的な施設の更新」を目標に設定している。水道ビジョンで「直ちに更新が必要な老朽化施設」の割合をゼロにする」という施策目標が掲げられているが、「直ちに更新が必要な老朽化施設」の定義が曖昧ではないかと考える。</p> <p>そこで、水道事業ガイドラインで規定してる管路の更新率について、何%以上にする、あるいは想定した実寿命から求められる水準にする等、<u>管路の更新率の適正な水準</u>を示されたらどうかと考える。</p> <p>いずれにしても、厚生労働省が取り纏めた「<u>水道施設の機能診断の手引き</u>」や日本水道協会が取り纏めた「<u>水道施設更新指針</u>」を活用し、老朽度診断、計画的な更新が進むよう期待している。</p>
		<p>①<u>地域水道ビジョンの作成義務を明記</u>したらどうか。</p> <p>地域水道ビジョンについては、平成 17 年 10 月に厚生労働省水道課長通知で作成を“推奨”しているが、知事管轄事業者の認識は、県から指導がなされている気配もなく、財政的余裕もないといった理由で、ほとんどの事業者の作成意欲は希薄である。</p> <p>○水道ビジョンに<u>調達方式に関する事項</u>を盛り込めないか。</p> <p>① 水道事業を安全に維持管理していくためには、最高の技術と最良の資材を投入すべきであることは論ずるまでもないが、しかし、<u>現実には低入札価格による調達</u>が跋扈しているのが現状である。</p> <p>② 日本水道協会では、この度、技術力を評価する総合評価方式の調達方式についてとりまとめられたところでもあるので、<u>運営基盤の強化の基礎となる調達方式について踏み込んだ記述</u>があってもよいのではないかと思う。</p> <p>③ 委託業務における、「甲」と「乙」との関係を改めない限り、<u>真のパートナーシップ</u>はありえない。昨今の、水道関連企業の動向を概観するに、<u>若者にとって魅力のある業種</u>とはいえない。</p> <p>④ 水道に係る国内企業の現状（実績をあげたいがために浄水場の管理業務などを安値受注し、その後、四苦八苦していないかなどの評価も含む）も視点に加えるべきではないか。</p> <p>⑤ 持続可能な水道事業運営のために官民連携 (PPP) が不可欠であると述べたが、<u>PPP を導入するためには、コスト評価 (CBS) から技術の質を評価 (QBS) に早急に転換すべき</u>である。</p>

施策群	主要施策	ご意見（___はポイントと考えられる内容）
安心・快適な給水の確保	未規制施設等小規模な施設の水質管理対策の充実	<p>小規模水道の管理体制強化のあり方を整理すべき。 （補足）最近では、小規模水道と同じく、<u>井戸を水源とした専用水道が普及し、既存の水道事業の経営を圧迫する</u>といった問題が生じている。 水道の広域化を推奨するのであれば、<u>小規模水道の規制等を強化</u>するなど、<u>既存の公営水道への転換を促進する施策を進める</u>。あるいは、利用者の自己判断に任せることを主眼とするのであれば、<u>設置者の責任範囲の厳格化や水道行政による指導の強化が必要</u>と考える。</p>
	より高度な水質管理技術の導入の促進	<p>（総合評価方式の普及の必要性について） 周知のような背景から、現在、わが国の水処理メーカーでは、事業の縮小・撤退あるいは統合が進んでいる。これによって国内は非常に少数のグループに集約されるとの予測もある。 淘汰がおきることは自然なことだが、この過程で、わが国のメーカーがもっていた水処理技術自体が弱体化するのではないか、という懸念がある。 <u>ある仕事を得たときに適正な利益が得られてそのメーカーが繁栄し、新たな技術開発への投資が行われるという図式がないと健全とはいえない。</u> これに対していわゆる「総合評価方式」の考え方が導入され、うまくいった事例もある。水道技術研究センターでは「<u>水道事業における総合評価方式</u>」（平成19年6月）なる事例集を作成している。 <u>わが国の技術力を維持・発展させるという観点から、総合評価方式が実効ある形で普及していくことが望ましい。国としても可能な支援体制を整備するのが望ましいと考える。</u></p>

施策群	主要施策	ご意見（ <u> </u> はポイントと考えられる内容）
災害対策等の充実	地震対策の充実、確実な対応	<p>（基幹管路の耐震化の促進について）</p> <p>水道ビジョンでは、平成25年までに<u>基幹管路の耐震化率100%</u>を施策目標としているが、現状、約11%と低い状況であり、<u>現実の進捗率と水道ビジョンの目標との間に大きな乖離が生じている</u>。個々の事業体によって、それぞれ事情があり、状況が異なることから、<u>目標達成時期を一律10年で括ってしまうことに無理があったのではないか。</u></p> <p>この度、「<u>管路の耐震化に関する検討会</u>」において管種、継手毎の耐震性能基準が明確にされたことを受け、その内容を水道ビジョンに反映させること、<u>補助対象範囲を拡大すること、目標期間を延長すること</u>等、現実に即した施策を打ち出されてはどうかと考える。</p> <p>災害発生時の事後対策について、<u>新たな取り組みを示すことができないか。</u></p> <p>① 最近の能登半島沖地震、新潟県中越地震による被害にみられるように、基幹施設、基幹管路等の耐震化を促進する必要があるが、災害発生時の事後対策については、別な視点からの対応が必要ではないだろうか。</p> <p>新潟県中越沖地震等のような大災害に遭遇した場合、そのことにより水道事業運営基盤を大きく脆弱化させている面を見逃すことはできない。</p> <p>② 水道はライフラインの最たるものであることから、平時の災害対策とは別個の補助事業を設けるべきで、大規模地震対策特別措置法の指定地域などは、上乗せ基準を義務付ける等の施策が考えられないか。</p>
	相互連携、広域化による面的な安全性の確保	<p>（断水事故等の発生の防止と対策）</p> <p>「水道法に基づく厚生労働省の立ち入り検査結果」によると、数多くの事業運営に関する不備が明らかにされ、<u>水道事業管理者がその責務を十分に果たしていないことが指摘されています</u>。さらに水道事業に携わる者としては考えられないような断水事故も発生しています。</p> <p>これらについて、①安全な水の安定供給という水道事業の使命を行政や事業体がしっかり理解していたのか ②行政・事業体は、水道法について無理解なのか軽視なのか ③浄水場の運転管理の不適切な委託、人事異動等に伴う事業体からの専門職員の流失に伴う技術力の崩壊 ④事故対策と危機管理の欠如、などを指摘することができます。</p> <p>このような事態に対し、<u>社会的信頼回復に向けて根本的な原因を明らかにし、抜本的な改善と対策、反省と教訓化に向けて対応を進め、同じような事故が繰り返されることのないよう取り組まなければなりません</u>。また、経済の効率性のみに着目する一部自治体首長や事業管理者によって、<u>浄水場運転業務などの委託提案が行われていますが、手放した技術力は簡単に回復できるものではありません。</u></p> <p>水道職員は年々減少・高齢化傾向にあり、同時に07年問題も深刻です。さらに、行政系の一般部局職員との人事異動・交流が年々激しくなっており、必要な技術力は低下し、<u>技術力を継承する仕組みも機能しなくなります</u>。このように、技術水準の確保が重要な課題であることから、<u>適切な人材確保による人材育成のための努力が急務となっています</u>。課題が山積しているなかで事業管理者は、ハードとソフト面が機能して初めて住民に安全な水道水を供給できることを理解して事業執行しなければなりません。</p> <p>ここ数年を見ても中越地震をはじめ4つの大型地震と集中豪雨など自然災害が相次いでおり、<u>災害復旧は費用も含めて事業体の自己責任</u>となっています。また、<u>近隣事業体間での相互支援協定や都市間での相互支援協定</u>を結び、災害発生時の対応に備えているのが実態です。水道ビジョンでは、災害発生時の事後対策の充実などが掲げられていますが、<u>ビジョン策定後に大型地震をはじめ集中豪雨などの自然災害が発生しており、以下の点検・対策が必要と考えます</u>。</p> <p>①<u>現行事業者間の支援体制をはじめ、災害復旧に関わる体制整備が機能を果たしているのか早急に点検するべきと考えます</u>。</p> <p>②その上で<u>復旧支援の枠組み、マニュアルの策定や法整備が必要な場合等を含め、対策を講じることが求められています</u>。</p>

施策群	主要施策	ご意見（___はポイントと考えられる内容）
	災害発生時の事後対策の充実	<p>(水道施設に影響を及ぼす地震の発生、並びに大規模断水事故等地域住民の生活に大きな影響を与える事故の発生)</p> <p>① 水道ビジョンが策定されてからでも、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震などが相次いで発生しました。水道施設への被害や市民生活への大きな影響とともに、応急給水をはじめ災害復旧に向けて他事業体の応援を受けながら懸命の努力が続けられました。</p> <p>一方、東海、東南海、南海沖の大規模地震の発生に備えて水道施設の耐震化をはじめハード、ソフト両面からの整備が重要な課題として取り上げられていますが、想定される大地震以外にも、発生する地震被害を最小限に食い止める施策については、<u>事業体内における人的基盤の構築も含めた対策の実施が急務</u>であると考えております。</p> <p>② 6月23日に北海道北見市でほぼ市内全域の約5万8千世帯が断水するという事故が発生しました。高濁度の原水を処理し切れなかったことが直接の原因といわれますが、基準を上回る濁度の水道水を一時供給したことから、事態は健康被害調査の実施にまで発展しました。水道法が十分理解され事業運営されていたのか、役割を発揮すべく業務体制等が確立されていたのか、事業体内の技術基盤はどのようになっていたのか、事故時の対策は整備されていたのか、受託者において技術力は蓄積されていたのか、等々水道事業体に働く者として多くの疑問を抱かざるを得ないきわめて深刻な事態を招いたものと考えています。いずれにしても水道事業者や水道水に対する信頼を損なうような事故とその後の対応であったといえます。この事故は全国の水道事業の運営に警鐘を鳴らすものであり、「北見市水道水の断水に関する原因技術調査委員会報告」が示すように、<u>適切な施設整備の実施とともに、「正常時及び緊急時における清浄な水道水作りに対する職員の連携意識の向上」並びに「職員の増員などによる維持管理の強化及び維持管理技術の円滑な継承」の実現</u>が求められているものと考えます。</p>

施策群	主要施策	ご意見（___はポイントと考えられる内容）
環境・エネルギー対策の強化	水利用を通じた環境保全への積極的な貢献	<p>(省エネルギー)</p> <p>水道における電力使用量は未だ増加傾向にある。<u>有効率向上、ポンプの省電力化、省エネルギーに向けた給水区域の再編等の取り組みを強化することも必要</u>と考える。</p> <p>(有効率向上)</p> <p>本年5月の「世界大都市気候変動サミット」においても東京都の漏水率削減が大きく評価された。高い有効率は日本の水道の特長として更なる向上が望まれる。</p> <p>また、こうしたハイレベルの<u>有効率を維持向上するためにも老朽施設の更新</u>は不可欠と認識している。</p> <p>(環境負荷の軽減)</p> <p>都市化が進むにつれて、施設の更新のための建設工事が環境に与える影響がますます大きくなっていくはずである。短期的な経済性だけにとらわれることなく、<u>ライフ・サイクル・コストを考慮した長寿命の施設</u>にすることが望ましいと考える。</p>
	健全な水循環系の構築に向けた連携強化・水道施設の再構築	<p>(水基本法について)</p> <p>全水道は、水循環系の一環にある水道事業・下水道事業のより健全な事業執行を確保するため、<u>水質・水量、自然生態系の保全を貫く総合的な水施策の実現と水行政の一元化・総合水法の立法化</u>を求めてきました。水に関わる諸施策—水道・下水道事業、公共水域の水質保全、水源開発・保全、河川管理・治水、治山・森林の保全・整備等の水源保全対策、水質保全対策、地下水保全・利用、雨水・雑用水利用—等々の水事業はいずれも水循環にさまざまな影響を及ぼします。しかし、日本においては水が分割管理され水事業が分立していることから、水問題の重要性の一層の喚起と水事業・行政の統合が求められています。</p> <p>水基本法を“持続可能な共生社会の水政策の指針”として“水は共有財産であり、地域を水共同体として水環境の広域的な管理を確立する”理念の下に制定することが、喫緊の課題であり、「水の公共性を基盤に、地域に自立する水道、下水道」をめざしたいと考えています。</p> <p>水道事業者と住民が、各々の地域で水道事業や水環境のあり方のランドデザインをどのように構想するのかということであり、水循環系の一環にある水道事業・下水道事業をどのように位置づけ、水という共有財産をどのように扱うのか、住民の共同意思決定の仕組みをどのように求めていくのか、という問題です。<u>水環境を保全・再生し、水道・下水道事業をあらためて「公」として確立する施策への住民参加の在り様</u>も問われています。</p>

施策群	主要施策	ご意見（ <u> </u> はポイントと考えられる内容）
国際協力等を通じた水道分野の国際貢献	水道分野の国際貢献の推進	<p>水道分野における日本の国際貢献は、国際的な水問題の解決と支援先の国や地域における水道事業の将来的な自主運営を支援することを基本的な視点として確立し、果たすべき役割を決定すべきであると考えます。</p> <p>国際的な水問題の解決とは、人が命を育むうえで不可欠である安全な飲料水を全ての人に提供することであり、それが暴力や紛争の防止にもつながるといって極めて重要な役割を有しているものです。</p> <p>日本における水道分野の国際貢献とは、<u>バーチャル・ウォーターの大量輸入国であるとの自覚</u>のもとに、この国際的な水問題の解決に役割を果たすことであり、高い評価を受けている水道事業の礎となっている水道制度や技術力などを総合的に提供することにほかなりません。日本の水道事業が公営原則の下で発展してきたという事実を踏まえ、また、引き続き世界のトップランナーであり続けるという自負の下で、公と公、事業者間の連携を中心にして国際貢献の具体化を図らなければなりません。<u>「国内水道の国際競争力の強化」や「水道産業の国際的な展開の推進」との観点からの国際貢献策は、ともすると、水の商品化を前提として市場を獲得することにつながりかねない危険性を有しているといえます。</u></p> <p>水道分野における国際貢献を行う場合は、支援要請国や地域が将来的には自主的に水道事業を運営できることを目標として明確に定めるとともに、支援先の国や地域の特性を活かし、<u>住民自治による維持管理が可能となる技術的・財政的な支援の枠組みを作り出すことが必要</u>です。</p> <p>また、日本の水道法には国際貢献に関する規定がなく、<u>水道事業においても国際貢献への財政支出が目的外使用とされる問題点が存在</u>します。したがって、水道分野における国際貢献に関する<u>水道法上の規定整備、国際貢献の目標とあり方の明確化、国際貢献が可能な財政支出に関する規定の見直し</u>を促すことが必要です。</p>

施策群	主要施策	ご意見（___はポイントと考えられる内容）
全般		<p>(水道事業に関する現状と課題)</p> <p>日本の水道普及率は97%に達し、拡張から維持管理時代に移行したといえます。今日、水道事業は多くの課題を抱えており、行き過ぎた水源開発による水余りと、水源汚染の進行による水源保全をはじめとした水質問題が重要な課題になっています。また、老朽化した施設の更新、災害に強い水道づくり、市町村合併によって抱える課題、07年問題といわれる職員の大量退職後の人材確保と技術の継承など多岐にわたる課題が表面化しています。</p> <p>このような中であって、21世紀においても「引き続き人の飲用に適する安全な水の供給」を行うことが水道事業の使命であり、国、地方自治体・事業体は必要な対策を的確に実施することが求められています。水道事業は様々な課題に直面していますが、<u>経営効率を優先するのではなく、水は基本的人権・公共財であり、公共の福祉の増進という事業目的を実現するという観点</u>に立ち、<u>公営を大原則にした施策</u>や水道ビジョンの5課題の実現を目指すのが水道事業体、水道事業に携わる者の責務であると考えます。</p> <p>(水道事業の役割)</p> <p><u>水道事業は憲法25条の生存権を背景とした水道法に基づき運営されており、「命の水」のライフライン事業として、住民福祉増進のために地方公営企業という事業形態をとりつつ、衛生行政の重要な一環を担っています。</u>また、水道事業は膨大な設備を必要とする設備型産業・自然独占体であり、自然の水循環の中で「水を利用し、戻し、再利用する」ことから<u>環境事業</u>としての性格も有しているほか、<u>防災事業</u>としても位置づけられます。持続可能な共生社会を展望する上でも、水道事業はなくてはならない極めて重要な公共性を有した事業であります。</p> <p>(主な課題と対応の方向性)</p> <p>第1回水道ビジョンフォローアップ検討会では、第5章「政策目標達成のための総合的な水道施策の推進」及び第6章「各種方策の連携による目標の早期達成」については、原則として5つの主要施策毎に達成状況等を確認し、総合的な評価及び今後の課題を論点として整理する、こととされています。</p> <p>このようなことから、前述の基本的立場やビジョン策定後3年間における状況変化等を踏まえて、具体的課題と解決の方向性を意見として取りまとめました。</p> <p>なお、水道事業の目的を達成するうえで水道事業体における技術的財政的な運営基盤の確立や将来ビジョンの策定、さらには具体的な事業運営に関わって、事業体自身の問題意識が拡散する傾向にあることを危惧しており、意見については、実効性を確保する観点から具体的な政策誘導策や指針作りを求めていることとしております。</p> <p>(水道事業の将来ビジョンなど水道事業に関する<u>重要な施策の意思決定に関する住民参画の枠組み作り</u>)</p> <p>水道は利用者・住民の公的な共有財産です。利用者・住民は水道事業の受益者、単なる「お客さま」ではなく、水道事業にかかわる主体の一つとの認識を持つべきであると考えます。</p> <p>ところで、地域水道ビジョンの策定、市町村合併に伴う新たな水道事業体の将来ビジョン策定、07年問題といわれる職員の大量退職と技術基盤の弱体化への対応、地方行財政改革の進展における水道事業のあり方の検討、など水道事業体においては将来ビジョンの作成が推進されるべき状況にあるといえます。</p> <p>一方で、<u>地方行財政改革に関する審議会等において、水道事業が検討対象となる場合でも、水道事業の有識者や従事者などはメンバーから除外される傾向</u>にあります。水道事業が検討対象とされる場合は、水道事業の専門家や従事する者をはじめ住民の参画は極めて大切であります。</p> <p>このように、水道事業の将来計画策定の必要性は高まっていますが、水道事業の将来計画策定に関しての住民参画・意見反映は十分とはいえません。この際、水道事業の将来計画などの意思決定過程に、住民参画の枠組みを作ることが必要です。</p>

	<p>なお、利用者住民の意思決定への参画とは、水道事業の監視とは異なるものであり、水道事業に関わる一つの主体として位置付ける必要があります。また、このような利用者住民の参画を実現する条件として、水道事業における課題や問題点の明確化と共有が図られることが必要であり、意思決定を可能とする事業情報の積極的伝達が行われなければなりません。</p>
	<p>(ビジョンの実施主体の明確化について) 現行の水道ビジョンでは、各施策に対する実施主体（国、都道府県水道行政、水道事業者、水道利用者など）が明確でない。施策の実効性の向上のため、<u>実施主体を明確化すべき</u>。特に、行政の施策は、<u>国と都道府県</u>の関係を許認可権限と整合した役割分担とするとともに、<u>一層の連携強化</u>を図るべき。</p> <p>(施策の目標設定について) <u>施策の実施可能性を検証・整理</u>すること。また、施策に対する<u>目標値は、水道事業や利用者による自主性を尊重し、地域水道ビジョンにて設定すべき</u>。 (補足) 水道事業者等が各施策に対する事業実施を検討する場合、<u>費用対効果が判断基準の一つになる</u>。このため、<u>施策の目標達成までに要するコストを明確化</u>し、その実施可能性を検証・整理する必要がある。また、<u>施策の目標値は、全国一律の目標値を設定しても、その実効性が、各水道事業の置かれた地域特性、経営資源及び経営状況等によって大きく異なるため、水道事業者などによる自主的な設定が必要と考えられる</u>。</p> <p>(施策評価、費用負担のあり方について) ○<u>水道以外の分野を含めた施策について、妥当性の評価を行うとともに、施策内容に応じた費用負担のあり方を整理すべき</u>。 (補足) 水道事業者等が直面する<u>災害対策のための施設の耐震化、原水水質の保全などの課題は、水道関係者だけで解決することには一定の限界があり、水道事業以外の行政分野等での代替施策を含めて、施策の妥当性を評価する必要がある</u>。また、<u>施策に必要な経費の負担は、安易に水道事業者に求めることなく、行政分野等を含めた経費負担のあり方を整理する必要があると考えられる</u>。</p>